

学校体育施設利用時の注意事項

下記の内容を遵守し、学校施設であることを前提に、丁寧にご利用をお願いします。
注意事項に反した活動が確認された場合や、学校活動及び近隣住民の生活に支障がある場合には、利用停止又は許可の取消となる場合があります。

なお、職員が見回りをすることがあります。

【共通】

- 1 利用登録した利用時間を遵守してください（準備・片付も含んで利用時間です）。
利用後は速やかに学校敷地内から退出してください。
- 2 スポーツ振興課から通知される利用日程表は、必ず確認してください。
施設の都合等により使用できない日があります。
- 3 活動時に発生した全てのもの（ゴミ・空き缶等）は必ず持ち帰ってください。
- 4 自転車・自動車等は、決められた場所に整理して駐車してください。
また、学校内は徐行とし、安全には十分に注意してください。
- 5 校舎内は立入禁止です。
- 6 音を出す場合は、音量や時間帯を十分留意した上で、特に注意して活動してください。
- 7 貸し出した利用施設のカギの複製は禁止です。
また、カギを紛失した場合、団体の費用負担で施錠設備の交換及びその時点で作成されているカギの数量分、合鍵の作成を実施していただきます。
- 8 トイレは、常に清潔にしてください。汚した場合は、責任をもって清掃してください。
また、利用前に施錠の有無を確認し、利用前と同じ状態に戻してください。
- 9 忘れ物・落し物等について、市及び学校は一切責任を負いません。
- 10 学校敷地内は全面禁煙（電子タバコも含む）です。また、火気の使用も禁止です。
- 11 施設や備品等の破損等が確認された場合は、速やかにスポーツ振興課に報告してください。
- 12 施設及び備品等の破損・損傷・紛失等の損害について、利用団体の活動が原因となる場合、利用団体において損害を賠償していただきます。
- 13 選挙の投票所会場となっている学校については、選挙前日の午後と当日は終日、学校開放事業として使用できません。駐車場も含め、絶対に利用しないでください。
- 14 継続利用調査票、照明使用記録簿、利用状況調査票など、市が報告を求めた書類は、期限までに必ず提出してください。
- 15 照明を使用した際の使用料（実費弁償）については、納付期間内に納付してください。
- 16 **施設の又貸しは禁止です。**

【校庭】

- 1 雨天や霜、その他の理由により、活動することによって校庭の状況が悪くなると想定される場合には利用しないでください。
また、利用途中に雨が降り出した場合等は、利用を中止してください。
- 2 利用後は必ず校庭整備等を行い、適切な校庭状況にしてください。
- 3 植栽や花壇、生物を大切にしてください。

【体育館】

- 1 土足で出入りしないでください。
- 2 利用後は必ず清掃し、備品等を片付け、適切な状況にしてください。
また、照明の消灯と施錠を必ず確認してください。
- 3 照明設備以外の設備（ステージ設備等）は、触れないでください。
- 4 **サッカー、フットサル（パス練習、リフティング等を含む）は禁止です。**

【緊急時の連絡先】 久喜市役所 スポーツ振興課 スポーツ施設係 電話 0480-22-1111（内線 2274、2275）
--